

議案第四号

港区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成二十九年二月十五日

提出者 港区長 武井雅昭

港区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

港区職員の育児休業等に関する条例（平成四年港区条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号イ(2)を次のように改める。

(2) その養育する子（育児休業法第二条第一項に規定する子をいう。以下同じ。）が一歳六箇月に達する日（第二条の三第三号において「一歳六箇月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

第二条第三号ロ中「次条第三号」を「第二条の三第三号」に、「子の一歳到達日（」を「子が一歳に達する日（以下この号及び同条において「一歳到達日」という。）（」に改める。

第二条の三を第二条の四とする。

第二条の二第二号中「一歳二か月」を「一歳二箇月」に改め、同条第三号中「から一歳六か月」を「から一歳六箇月」に、「子が一歳六か月に達する日」を「子の一歳六箇月到達日」に改め、同条を第二条の三とし、第二条の次に次の一条を加える。

（育児休業法第二条第一項の条例で定める者）

第二条の二 育児休業法第二条第一項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の四第一号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている当該児童とする。

第三条第一号を次のように改める。

一 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

イ 死亡した場合

ロ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第三条第七号を同条第八号とし、同条第六号中「第二条の二第三号」を「第二条の三第三号」

に改め、同号を同条第七号とし、同条中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 育児休業をしている職員が第五条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

イ 前号イ又はロに掲げる場合

ロ 民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）

又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除された場合

第八条第一号中「、若しくは」を「、又は」に、「当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第十一条第一号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号の規定による承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居する」を「、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第三条第一号イ又はロに掲げる場合に該当する」に改め、同条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 育児短時間勤務をしている職員が第十一条第一号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第三条第二号イ又はロに掲げる場合に該当することとなったこと。

第十五条第二項中「又は」を「若しくは」に、「規定により育児時間を承認されている」を「規定による育児時間又は勤務時間条例第十六条の二第一項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第十八条の二第一項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、「当該育児時間」の下に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加える。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの間は、この条例による改正後の港区職員の育児休業等に関する条例第二条の二中「第六条の四第一号」とあるのは「第六条の四第二項」と、「第六条の四第二号に規定する養子縁組里親」とあるのは「第六条の四第一項に規定する里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望している者」とする。

(説明)

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十五号）等の施行による地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）の一部改正を踏まえ、条例

で定めることとされた育児休業の対象となる子について定めるほか、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するため、本案を提出いたします。